

## 第4章 緑の保全・整備・創造計画

4-1 緑の保全計画

4-2 緑の整備計画

4-3 緑の創造計画



## 4-1 緑の保全計画

ここでは、前章のテーマ別方針に基づいて、保全すべき緑地の設定とその保全計画を定める。

### 1) 緑地の保全評価と保全すべき緑地の設定

市域に分布する樹林地等（水辺地や谷戸の自然環境を含む）・海浜・農地などの緑地は、前章に示した計画テーマ（レクリエーションを除く）に対する各緑地の役割・機能から次のようにランク分けすることができる。

表4-1 計画テーマに対する役割・機能から見た緑地のランク分け

評価軸	評価ランク A	評価ランク B	評価ランク C
自然共生型・低負荷型の都市環境の形成	貴重な動植物の生息・生育地や、ビオトープネットワークの核となる面的広がりをもつ緑地	ランク A に準じた役割・機能をもつ緑地	計画テーマに対して一定の役割・機能をもつ緑地
	都市の水循環やヒートアイランド化の防止等、環境への負荷の少ない循環型の都市形成に中心的役割を果たす緑の骨格軸を形成する緑地	ランク A と結びついて環境負荷の低減に大きな役割を果たす緑の支軸を形成する緑地	ランク A・B の緑地の機能を支える、身近な生活空間の緑地
歴史的風土の保全・継承	古都鎌倉の歴史的風土の枢要部（鎌倉城の中心部）を構成する緑地	鎌倉城の外郭部を構成する緑地のうち、史跡、古道、社寺、地名等と結びついた緑地	その他の緑地
安全性の高い都市空間の形成	巨大地震の発生時において市街地を大きく分節し、火災の延焼防止に資する緑地 市民の避難や復旧・復興の場として中心的役割を果たす、まとまりのある緑地	ランク A に準じた火災の延焼防止機能をもつ、市街地を分節する緑地 ランク A に準じた避難地機能等をもつ緑地	小規模な火災の延焼防止や一時的な避難の場としての機能をもつ生活空間の身近な緑地
	大規模な土砂崩壊の防止や津波被害の防止機能をもつ緑地	ランク A に準じた土砂崩壊の防止に資する機能を備えた緑地	その他の緑地
自然・歴史とまち並みが融和した都市景観の形成	鎌倉らしさを特色づける自然的、歴史的景観資源 主要地点から市街地の背景として眺められる丘陵の自然的景観	ランク A 以外の地域を特色づける景観資源や市街地の緑	地域住民に季節感やうるおいを与える市街地内の身近な緑
	都市景観上のシンボルや景観ポイントとなる緑地	ランク A 以外の周辺市街地から眺められる緑地や車窓景観を構成する緑地	

また、このランク分けから、緑地は最終的に次の3段階に評価区分することができる。

(図4-1 緑地の評価区分図参照)

表4-2 緑地の評価区分

評価区分	内 容	ランク分けとの関係
I	広域レベル・都市レベルで重要な緑地及び貴重な資源を有する緑地	ランクAを1つ以上もつ
II	地域レベルで重要な緑地	ランクBを1つ以上もつ
III	地区レベルで重要な緑地	ランクCのみをもつ

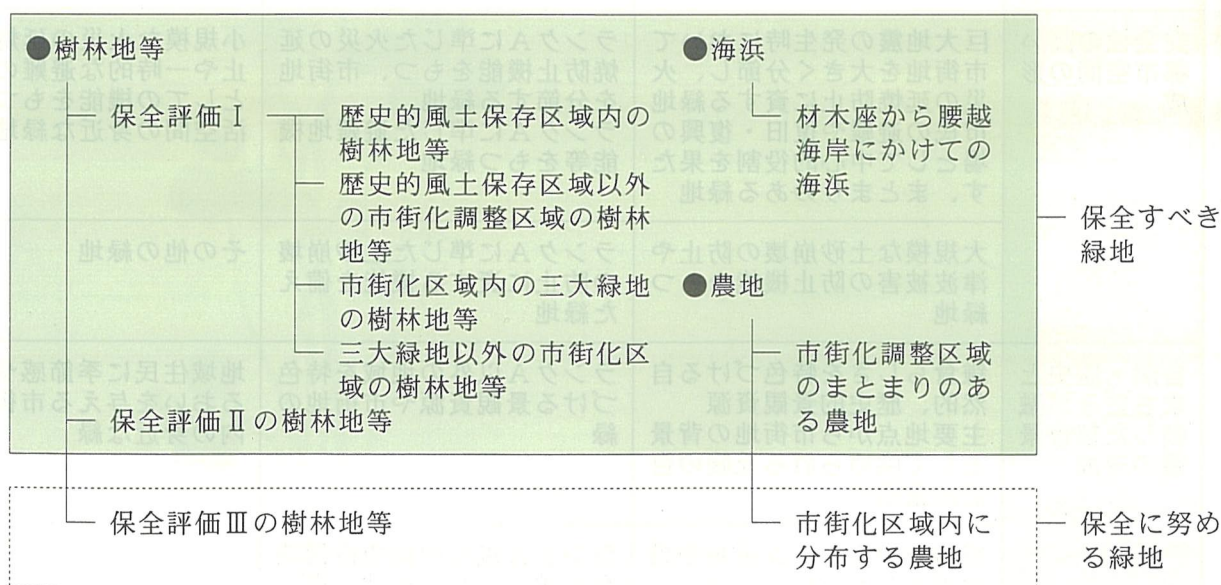
ここで、評価区分した各緑地の意味について見ると、I・IIに評価した緑地は、鎌倉市の都市環境の基盤をなすとともに、各テーマの最も重要な役割を担う緑地としてのその永続的な保全を図っていくべき緑地であると考えられる。

これに対してIIIに評価した緑地は、市街地の快適性や安全性の向上につながる地域住民の身近な生活空間の緑地であり、都市的土地利用との調和の中で地域住民が主体となっただけその保全に努めていく緑地として捉えられる。

こうした点から、本計画では評価I・IIの緑地を直接的な保全の対象とし、評価IIIの緑地については、より質の高い市街地環境の形成に向けて保全に努める緑地として位置づける。(但し、開発緑地等の形で寄付された緑地は保全の対象とする。)

## 2) 保全計画に向けた緑地の区分

緑地の保全計画では、上記の評価区分や位置づけとともに、緑地の形態(樹林地等、海浜、農地)の違いや位置、法制度の適用状況等から緑地を次のように区分し、それぞれの保全方針を定めるものとする。



注) 三大緑地とは台峯、広町、常盤山の緑地を示す。

図 4-1-1 緑地の保全評価図

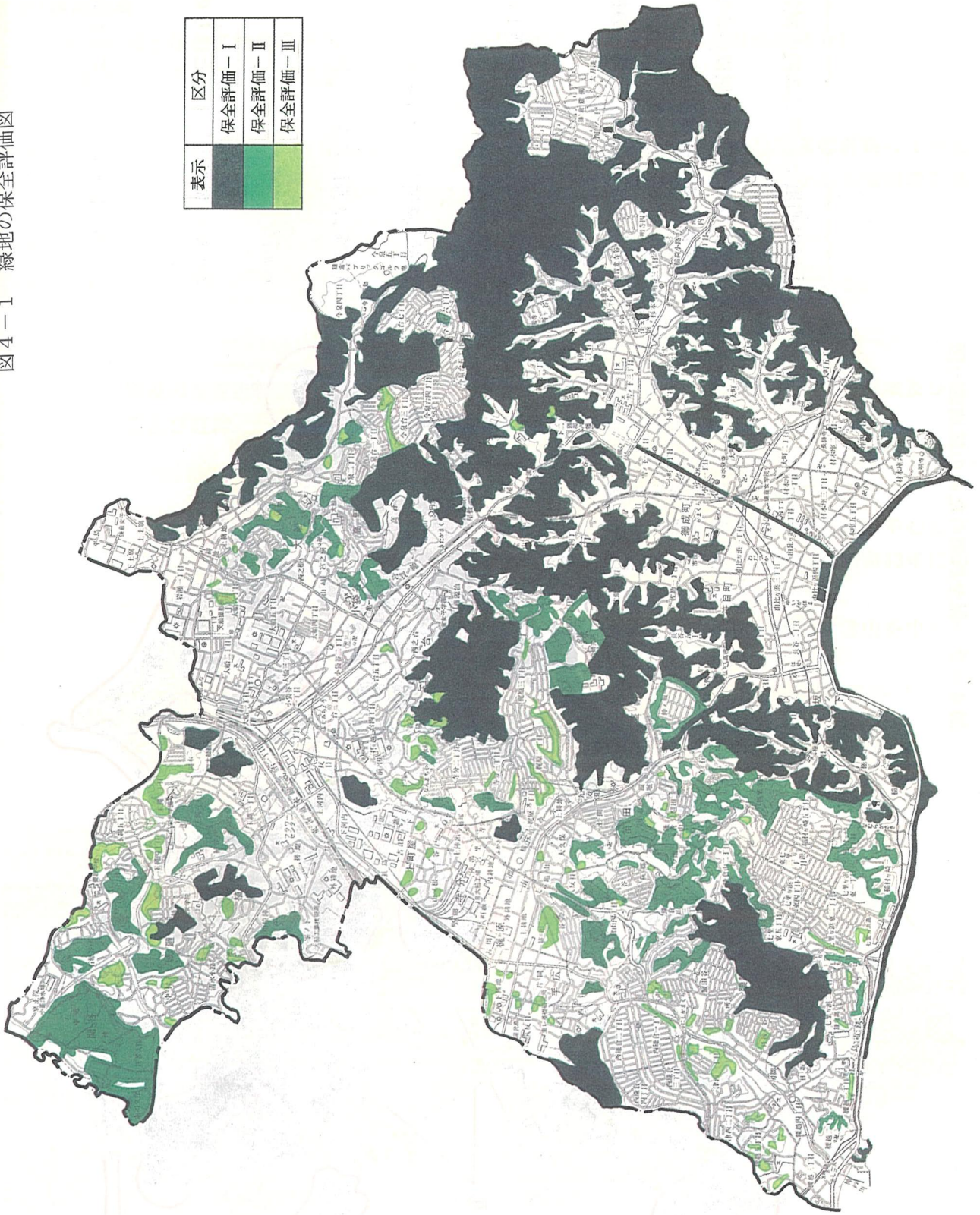


図4-2 保全計画のための緑地区区分図

